



# 総務だより



発行所 株式会社トヨムラ医療総合研究所

〒337-0051 さいたま市見沼区東大宮 1-71-25

TEL. 048-680-2015 FAX, 048-680-2017

## 2020年診療・調剤報酬改定項目発表

厚生労働省より2020年診療・調剤報酬改定が発表されました。今回は病院勤務医の負担軽減と、調剤薬局のあり方の見直しがメインとなっています。今回は当社顧問の診療所・調剤薬局に関わる改正内容を中心にお伝え致します。

### 【診療報酬改定】

#### 【新】診療情報提供料Ⅲ 150点

- ①在宅療養支援診療所、小児かかりつけ診療料を算定している医療機関より紹介された患者
- ②妊婦で、産科又は産婦人科より紹介された患者

について、紹介元の医療機関の求めに応じ、文書で患者の情報を提供した場合(①は3月に1回、②は1月に1回を限度として算定可)

#### 診療情報提供料Ⅰ(算定要件変更)250点

医療的ケア児が通う小・中学校に対して文書にて情報提供を行った場合(但し自身が学校医である先に対しては算定不可能)

#### 生活習慣病管理料(算定要件変更)

糖尿病の患者について、月1回以上の眼科受診を行うよう指導し、療養計画書にその旨記載する

#### 小児科外来診療料(★要届出)

※算定要件が3歳未満から、6歳未満へ拡大

処方箋を交付しない場合

初診時 599点、再診時 406点

#### 認知機能検査

イ、簡易なもの 80点

ロ、その他のもの 80点

※MAS不安尺度、長谷川式知能スケール等主に早期発見を目的とするものは、「イ」に該当(原則3月に1回のみ算定可)

#### オンライン診療料(算定要件変更)

- ・初診より3月経過後より算定可能へ
- ・画像診断等により一時性頭痛と診断されており通院が困難な患者にも適用拡大
- ・糖尿病・肝疾患に対する在宅自己注射薬を実施している患者に対して、当該管理料算定から6月経過後以降より算定可能へ

### 【調剤報酬改定】

#### 複数医療機関の処方箋同時受付の減算

2以上の医療機関の処方箋を受けた場合の2回目以降について、調剤基本料を80/100へ

#### 【新】服用薬剤調剤支援料 2 100点(3月に1回)

複数の医療機関より6種類以上の内服薬が処方されている患者について重複投薬が確認された際、処方医に対して文書を用いて減薬指導を行った場合。

#### かかりつけ薬剤師指導料 73 → 76点

施設要件に、患者とのやり取りが聞こえないようパーテーションで区切られたカウンターを設置することが明文化。

#### 薬剤服用歴管理指導料(算定要件変更)

6か月以内に再来した患者 41点  
→ 3か月以内に再来した患者 43点

※患者の残薬状況をお薬手帳に記載し、処方医に対して情報提供することが必要

#### 【新】(同) 吸入薬剤指導加算 30点

喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者の求めに応じて処方医と患者の了解を得て、文書及び練習用吸入器を用いて指導をおこない、その結果を文書にて医療機関に提供した場合に算定。

#### 【新】(同) 調剤後薬剤指導管理加算 30点

地域支援体制加算届出の薬局において、糖尿病治療薬の新規投薬又は内容変更のあった患者について、調剤後も当薬剤の使用に関して電話等により服薬状況・副作用の有無について確認し必要な指導を行った場合。(処方日と同日の指導は算定不可)

### \$ 直近の経済情報 \$

日経平均株価	19,862.66	円
金価格(g)買値	6,284	円
銀価格(g)買値	66.77	円
ドル円相場	104.12	円

日本国債金利平均 ( )内は前回は

5年もの -0.281 %

10年もの -0.128 %

※ 2020年3月9日集計時点